

令和7年度 日向市インバウンド誘客促進事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和7年度 日向市インバウンド誘客促進事業業務委託

2. 業務目的

本業務では、中長期（3年以上）かつ専門的な観光マーケティングの視点から、本市の魅力を海外に広く発信し、東アジア市場を中心に認知度向上を図るとともに、各種情報媒体を活用した情報発信を軸とした観光客誘致活動を行うことで、本市へのインバウンド誘客を促進することを目的とする。

3. 履行期限

契約締結日の翌日から令和8年3月23日（月）まで

4. 対象国

韓国、台湾

※韓国及び台湾は必須とするが、本市の魅力発信にあたり、東アジアの他の国や地域においても事業展開が効果的な場合は、理由と根拠を提案書に明記すること。

5. 業務内容

本業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）および実行体制をあらかじめ明示し、全工程における運営管理（各種進捗状況の把握および報告、個人情報管理、セキュリティ対策等）を徹底するとともに、発注者の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと。

また、企画提案した内容については、発注者と協議し、その意向を反映した上で、以下の業務を行うものとする。

なお、本業務の遂行に係る費用は、すべて委託費に含むこととする。

（1）誘客プロモーション

①広告

- ・日向市の食・文化・自然等について、各種媒体（メディア、SNS、旅行関連サイト、観光関連誌、OTA等）を活用した情報発信を行うこと。
- ・対象国において、最適と思われる広告媒体を提案すること。
- ・情報発信の手法は効果的なものを提案し、（2）-②インフルエンサー招請事業と連携した情報発信も必ず提案すること。
- ・情報発信の内容については、英語及び対象国で主に使われている言語で制作し、日本語に翻訳のうえ、事前に発注者へ確認を行うこと。
- ・事業効果の最大化を図るため、対象国の訪日旅行の実態・志向等を踏まえた上で、最適な媒体、情報発信のスケジュール等を提案すること。
- ・最適な情報発信手法（実施内容）およびその具体的な KPI について提案書に明記するとともに、選択した情報発信手法の有効性（得られる効果）について論拠を示すこと。

- ・事業完了後は、広告接触者数、広告表示回数、広告表示 1 回あたりの費用、広告反応 1 回あたりの費用に加え、記事または投稿ごとのリーチ数およびエンゲージメント数、掲載内容および掲載本数（投稿数）を含む報告書を作成し、提出すること。

②現地 PR 活動

- ・韓国釜山市については、10 月 26 日から 29 日に行われる「グローバルシティツーリズムサミット」内において、現地 PR 活動を必ず行うこと。
- ・韓国釜山市以外での現地 PR 活動を行う場合は、企画提案書に理由と根拠を明記すること。
- ・現地 PR 活動時には、現地対応責任者を常駐させ、滞りなく PR 活動ができる体制を整えること。
- ・現地 PR 活動を行う前には、上記現地対応責任者と発注者が協議し、PR 内容の調整を行うこと。
- ・現地活動時には、本市 PR ブースへの来場者の情報収集を行い、その結果を報告書に記載すること。

（２）ファムツアー

本市の旅行商品造成促進および個人旅行者の来訪促進に資することを目的として、ファムツアーを実施する。

①旅行会社招請

- ・対象国現地旅行会社または現地に代理店を有する在日旅行会社の商品造成担当者を最低 1 社（最低 4 名）以上招請すること。選定にあたっては、過去 3 年間の訪日取扱実績を基に効果の高い旅行会社を選定すること。
- ・ファムツアーの旅程は、実際に招請した旅行会社において、予約手配・商品造成が可能な旅程とすること。

②インフルエンサー招請

- ・対象国で影響力のあるインフルエンサーを 1 名以上招請し、訪日旅行に関する情報を含め、信頼性が高く、かつ、適切な内容の情報発信を行っている者を選定すること。なお、過去にネガティブな情報発信がないことを事前に確認すること。
- ・招請候補者のプロフィール、選定理由、情報発信媒体、投稿内容（プラットフォーム・フォーマット）、投稿回数を提案書に明記すること。
- ・事業実施後は、リーチ数およびエンゲージメント数の実績を報告し、管理画面のスクリーンショット等の証拠書類を添付すること。

③共通事項

- ・ファムツアーの効果の最大化を図るため、期待する役割に応じたツアー参加者の選定を行うとともに、適切な招請時期、招請期間（滞在期間）等を考慮し、旅程を計画すること。
- ・招請先については、本市内とし、対象国のニーズを踏まえた上で、視察先を選定すること。ただし、周辺地域を含む旅程とする場合は、必ず本市を宿泊地とすること。
- ・ファムツアーに関する事項および視察先については、発注者との協議により決定することとし、契約後に発注者へツアー参加者のプロフィールを提出すること。
- ・ファムツアーの内容と成果を図る指標について、具体的な KPI を提案書に明記すること。

- ・招請に係る手配については下記のとおりとする。
 - a)日本国までの国際航空券および本市までの国内移動手段を手配すること。
 - b)原則、本市内の宿泊施設を手配すること（１部屋１名とする）。
 - c)旅程におけるすべての食事を手配し、地域の多様な特色を反映した内容とすること。なお、食事に関する制限等があれば事前に発注者に報告すること。
 - d)取材対象の観光施設等への入場、体験等の手配を行うこと。
 - e)日本入国時の査証発給手続きでは、必要書類の作成及び関係機関との調整を行い、ツアー参加者が円滑に入国できるよう支援すること。
 - f)必要に応じて、各ツアー参加者用の Wi-Fi ルーターを手配すること。
 - g)保険加入等の備えを行った上で、全旅程における安全を期すること。
また、ツアー参加者に対し、旅程中の事故、怪我、第三者に対する損害等に係る個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。
 - h)通訳および旅程管理者は、事前に本事業の趣旨および旅程を十分理解した上で同行し、ツアー参加者に適宜情報提供を行うこと。
 - i)招請終了後は、ツアー参加者に対してアンケートを実施し、結果を集計・分析した上で、日本語に翻訳して報告すること。なお、アンケートの内容については、あらかじめ発注者の承認を得ること。
 - j)得られた情報・写真等は、本業務におけるその他の活動にも活用することとし、招請に係る全旅程の実施記録（写真画像含む）を行うこと。

（３）その他

- ①月次ミーティング（オンライン含む）を行い、事業の進捗状況等を報告することとし、ミーティング後、簡潔な記録を作成し共有すること。
- ②発注者から求められた場合には、月次ミーティング以外でもミーティングを行うこと。
- ③発注者が必要と判断する軽微な文書等の翻訳作業を行うこと。
「軽微な文書等の翻訳作業」とは、日常的な業務連絡や簡単な資料の翻訳を指し、詳細な翻訳が必要な場合は、別途協議すること。
- ④適宜、事業遂行に係る方針について協議、助言すること。

６．事業スケジュール

受注者は、本仕様書に規定する業務内容を履行期間内に実施・完了することとし、事業スケジュールを作成し提出すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案を基に発注者と受注者が協議の上、決定する。

7. 業務完了届の提出

業務完了時に提出する業務完了届については、「5. 業務内容」(1)～(3)中に掲げるものの他、以下①～⑤の内容を網羅しておくものとし、最終的に必要な報告事項については、発注者と協議の上で決定すること。

なお、本業務終了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示に基づき、受注者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。修正した場合は、成果物の差し替えを行うこととする。

加えて、本事業で得た各種データ等は、すべて報告書とあわせてデータ納品することとし、データの送付だけでなく記録媒体(USB等)での提出も行うこと。

①誘客プロモーション施策に係る実施結果の分析およびKPIに対する達成度

※KPIに対する実績は、送客を受けた観光関連事業者が発行する実績を証明する証明書等が望ましい。

②情報発信に係る実施結果の分析(広告費換算額等含む)およびKPIに対する達成度合

③現地PR活動に係る実施結果及び今後の活動方策に係る分析

④本事業開始後に造成された旅行商品(予定含む)に関する情報(商品数、送客数、ツアー概要等)

※ファムツアーを契機に造成された旅行商品と分けて計上すること。

⑤ファムツアーに係る実施結果の分析およびKPIに対する達成度合

8. 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、発注者の定める「日向市情報セキュリティ遵守特記事項書」を遵守しなければならない。

9. 成果物の権利関係

(1) 本業務の履行における成果物の所有権は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の事業および発注者が認める事業において使用ができるものとする(原則、無期限)。

(2) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受注者は、当該著作物に係る受注者の著作物(同法第27条および第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

この場合において、受注者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 発注者は、本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用でき、成果物は、発注者が原則として二次使用(再編集を含む印刷物の制作等)できるものとするが、発注者に不利益および損害の生じることがない場合に限る。

受注者の責めに帰すべき理由により、発注者または第三者に不利益および損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

10. 留意事項

- (1) 受注者は、日向市業務委託契約書及び日向市業務委託契約約款及び本仕様書の定めに基づき、業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 受注者は、本契約に基づき発注者から提供された資料等を、本市の許諾なく複写または複製してはならない。
- (3) 受注者は、業務に関連して事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告し、その対応措置および措置後の詳細な経過と結果を文書で報告しなければならない。
- (4) 受注者が保有する記録媒体に個人情報や機密情報を記録した場合、業務完了時または契約解除時には速やかにこれを完全に消去しなければならない。
- (5) 電子媒体による納品データは、ウイルス対策ソフト等により検査を行い、ウイルス感染がないことを確認のうえで納品すること。納品データに起因して発注者または第三者に損害が生じた場合、受注者が責任を負い、原状回復および賠償等の対応を行うものとする。

11. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と協議すること。ただし、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。